

■ 新潟市人権教育・啓発推進委員会

日時：令和3年2月9日（火）午前10時～

場所：新潟市陸上競技場 2階 会議室3

（司 会）

まだ委員の方、数名お見えになっておりませんが、定刻になりましたので、ただいまから令和2年度新潟市人権教育・啓発推進委員会を始めさせていただきます。本日は、ご多用のところ、当委員会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

私は、当委員会の事務局広聴相談課の課長補佐の前田と申します。よろしくお願いいたします。委員長選出までの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議は正午までを予定しておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、最初に市民生活部の上所美樹子部長よりごあいさつさせていただきます。

（市民生活部長）

市民生活部長の上所です。皆様、おはようございます。

本日は、ご多用のところ、またお足元の大変悪く、当委員会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日ごろより人権教育・啓発の推進に係る一層のご理解、ご協力を頂いておりますことに、心より感謝申し上げます。

昨年7月に委員会の委員の改選がございまして、今回が初めての委員会となります。前回から引き続きお引き受けいただきました委員の皆様、そして今回新たにご就任いただきました委員の皆様、心より感謝申し上げます。

さて、本市では、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成20年3月に新潟市人権教育・啓発推進計画を策定しまして、昨年3月に2回目の改訂を行ったところでございます。計画の改訂にあたりましては、委員の皆様から多くの貴重なご意見を頂きましたこと、この場を借りて感謝申し上げます。

今回の改訂における大きな変更点の一つが計画に沿って実施されます本市の事業を外部委員の皆様から評価していただくこととなっております。今回は、今年度の実施事業につきまして、委員の皆様からご意見をちょうだいしまして、次年度以降事業の参考、それから改善に努めたいと考えておりますので、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂ければと思っております。

本日は、新型コロナウイルスの感染防止策を講じながらの開催となりますが、よろしくお願いいたします。

(司 会)

本日、今年度初めての開催となりますので、また委員の方の変更もございますので、委員の皆様から一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。なお、9名の委員の皆様のうち6名の方が昨年6月までの2年間、委員をお務めいただき、今回、引き続き就任いただいております。そして3名の方からは、今期から新たに委員にご就任を頂きました。

それでは、最初に伊原委員から自己紹介をお願いします。

(伊原委員)

弁護士をしております伊原と申します。どうぞよろしくをお願いします。

(司 会)

川崎委員がまだお見えになっていないので、高橋委員をお願いします。

(高橋委員)

公募の高橋と申します。前回に引き続き二度目になりますが、新たな気持ちで務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

(中林委員)

新潟市立小須戸小学校校長の中林浩子でございます。今年度から委員をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

(涌井委員)

新潟市北区社会福祉協議会の涌井と申します。今回初めて委員をさせていただきました、よろしくをお願いいたします。

(太田委員)

おはようございます。部落解放同盟の太田と言います。よろしくをお願いします。

(坂井委員)

人権擁護委員の坂井と申します。今年度より参加させていただきます。よろしくをお願いいたします。

(田巻委員)

新潟大学法学部で教授をしています田巻帝子と申します。今回、2期目ということで、参加させていただきます。よろしくをお願いいたします。

(室橋委員)

人権・同和センターの事務局を仰せつかっております、室橋春季でございます。10年目くらい(事務局にて確認：本委員会の委員としては、平成25年7月～平成27年6月、平成30年7月～令和3年6月、令和3年7月～の通算5年目)になると思うのですがけれども、勉強しながらなものですから、ここでまたいろいろな皆さんからのご意見を聞かせていただき、今回は勉

強不足があって、私自身の課題もあって、話の途中でそれに伴う発言も含めてさせていただくこともありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(司 会)

ありがとうございました。

引き続きまして、新潟市側の出席者を紹介いたします。改めてになりますが、上所部長です。

(市民生活部長)

市民生活部長の上所と申します。本日は、いろいろご不便をおかけしますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

(司 会)

続きまして、事務局となります広聴相談課を紹介いたします。

(広聴相談課長)

日ごろから新潟市の人権教育・啓発推進にご理解、ご協力いただきありがとうございます。事務局を務めております、私、広聴相談課の課長をしております、渡辺と申します。今後ともよろしくお願ひいたします。

(事務局)

課長補佐の前田です。よろしくお願ひします。

(事務局)

私、広聴相談課市民相談室の南場と申します。人権教育・啓発のことを担当しておりまして、今回、この計画改訂の当初からかかわらせてもらっています。よろしくお願ひします。

(司 会)

本日、広聴相談課のほかに主な担当課といたしまして、男女共同参画課、教育委員会の学校支援課も出席しております。

(男女共同参画課長)

男女共同参画課長の稲垣でございます。よろしくお願ひします。

(学校支援課)

教育委員会学校支援課の門倉純一と言ひます。学校支援課では人権教育・同和教育の担当をしております。よろしくお願ひします。

(学校支援課)

学校支援課庭田茂範と申します。よろしくお願ひします。

(司 会)

続きまして、事前にお配りした資料の確認をお願ひしたいと思ひます。本日の次第、資料1、資料2、資料3、事前配付した資料としまして、さらに令和2年度の新潟市人権施策の実施見

込みということで、こちらのA4縦とA3横の各事業別の資料です。それから、新潟市の人権教育・啓発推進計画のカラーの冊子を机上に配付しております。不足等ございましたら手を挙げていただけますでしょうか。

続きまして、事務局より連絡・報告事項がございます。最初に、委員の委嘱状についてです。本市では、委嘱期間等に関する指針というものを設けておまして、法律や条令に基づいて設置する審議会などは、委員の方に委嘱状というものを発行しまして、審議や諮問を行う機関として定めております。私ども委員会は、こういった条例に定めるものではなく、要綱に基づいての設置となりますので、委嘱状等の交付はございません。また、当委員会は、市の事業に対しまして専門的なお立場、あるいは公募委員としてのお立場からご意見を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、当委員会の公開についてです。資料2の開催要綱をご覧いただきたいと思っております。次第についております資料2をご覧ください。新潟市人権教育・啓発推進委員会開催要綱ですけれども、要綱の第7条の会議のところをご覧いただきたいのですけれども、第3項で、会議は公開とすることにしております。なお、会議の内容は市のホームページにも掲載させていただきます。また、会議録を作成する都合上、録音させていただくこともご了承いただきたいと思っております。

なお、傍聴の希望者はいらっしゃいませんでしたので、ご報告申し上げます。

今までの説明の中でご質問等はございませんでしょうか。

そうしましたら、次第にお戻りください。次第の3です。委員長及び副委員長の選出に移ります。再び資料2の開催要綱をご覧いただきたいと思っております。開催要綱第6条に委員長及び副議長についての規定がございます。第1項で委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定めるとしております。委員長、副委員長の選出について、どなたかをご推薦いただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(室橋委員)

私のほうから推薦させて頂きたいと思っております。今回の計画の策定にあたって、田巻委員長から随分ご苦勞いただいたわけございまして、その体制を崩さないで、その結果について踏襲することが最も大事だと思っておりますので、委員長には田巻委員から引き続きしていただくということと、結小学校の齋藤委員が今回、やめてしまっておりますので、どこの市町村の委員会も小中学校の校長先生から委員長なり副委員長なりをやっていただいて、安定感を持たせることも聞いておりますので、そういった意味では、今回、小須戸小学校の中林さんから委員になっていただいておりますので、中林さんのほうからご就任いただきたいと思っております。

(司 会)

ただいま室橋委員から、委員長として田巻委員、副委員長として中林委員とご提案いただきましたけれども、皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

(司 会)

異議なしというご発言がございました。ありがとうございます。

それでは、委員の皆様の同意があったということで、委員長を田巻委員、副委員長を中林委員にお願いしたいと思います。

川崎委員がいらっしゃいましたので、簡単に自己紹介をしていただけますか。いらっしゃってすぐで申し訳ないのですけれども。

(川崎委員)

遅れて申し訳ありません。市役所のほうへ行ってしまうして、遅れてしまいました。

私、労働者側の立場から、連合新潟地域協議会の川崎と申します。どうぞよろしくお願いたします。

(司 会)

今、委員長と副委員長の選出のところまで進ませていただいております。

それでは、田巻委員から委員長席のほうにお移りいただきまして、これ以降につきましては、委員長から議事の進行をお願いいたします。

また、上所部長ですが、この後、ほかの業務がございまして、ここで退席をさせていただきます。

(市民生活部長)

申し訳ございません。よろしくお願いたします。

(田巻委員長)

改めまして、委員長に選出していただきました田巻でございます。よろしくお願いいたします。

最初に本日の資料について、事務局よりご説明お願いしたいと思います。

(事務局)

広聴相談課の南場です。

本日、お配りしました資料をご説明しますが、今回、新しく当委員会の委員にご就任いただいた方もおられますし、また引き続き委員となられた方も間がだいぶあいておりますので、改めて新潟市人権教育・啓発推進計画について、まず説明させていただきたいと思います。説明は10分を想定しております。少し長くなりますが、よろしくお願いいたします。

冊子の最初のページ、「はじめに」をご覧ください。本市は、新潟市自治基本条例におきまして「市民一人ひとりの人権が大切にされるまち」を掲げておりまして、総合計画である「にいがた未来ビジョン」の中では、「市民の人権と安全が確保され安心して暮らせるまちを実現する」としてあります。これらを実現するために策定したのが、こちらの「新潟市人権教育・啓発推進計画」となります。

一番最後のページをお開きいただけますでしょうか。当初は平成 20 年 3 月に策定しておりまして、その後、平成 27 年 3 月に改訂、それからついこの間、令和 2 年 3 月に 2 回目の改訂を終了したところでございます。本市の人権教育・啓発に関する施策や事業は、この計画に沿って実施されている状況にあります。

冊子の 1 ページをご覧くださいませでしょうか。「第 1 章 基本的な考え方」の部分をご覧くださいませと思います。「1 人権の基本的考え方」です。ここでは、人権はすべての人が生まれながらに持っている権利であること、基本的人権の尊重は日本国憲法の原則であること、人権は法令で具体的に守られていること、多様性と社会的包摂を意識することで、人権が尊重される社会となることが説明されています。

「2 計画の位置付け」です。本計画は、国で定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を踏まえて策定されました。この冊子の 55 ページをご覧くださいませでしょうか。

今回の改訂の際にパブリックコメントというものを行いまして、市民からのご意見を頂いた中で、巻末に参考となる条文等を載せるといいのではないかとということで、今回、この法律も掲載することになりました。この法律の第 5 条のところで、地方公共団体は、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施するとされています。また、国や公共団体は、国民に対して人権教育・啓発を実施し、人権尊重の理念を高め、人権が尊重される社会の実現に寄与することが求められています。参考にこの前のページになりますと、日本国憲法の国民の権利及び義務について抜粋で掲載しておりますし、その前には、世界人権宣言の仮訳文となりますが、こちらを資料として掲載しているところです。

1 ページにお戻りいただけますでしょうか。項目 2「計画の位置付け」というところですが、2 段目に詳細があるのですけれども、先ほど申しましたように総合計画である「にいがた未来ビジョン」に基づき、「人権と安全が確保され安心して暮らせるまち」を実現するための分野別計画の一つとなります。新潟市のおおもととなる総合計画の中の分野別計画ということになります。

続きまして、「3 計画の目的」です。この計画は、「人権文化」をはぐくみ、人権意識を定着させ、一人ひとりの人権が大切にされる新潟を目指すことを目的としています。「人権文化」という言葉がございます。人権が理念として理解されるだけでなく、日常の暮らしの中で人権が

尊重されるよう人々が行動するありさまを言います。

「4 計画期間及び改訂」です。本計画の計画期間は、令和2年4月から令和7年3月までの5年間としております。

続きまして、4ページをご覧くださいでしょうか。「第2章 策定にあたって」をご覧ください。「1 策定の背景」として、人権をめぐる世界の動き、国内の動きを紹介しています。

「2 新潟市の現状と課題」としまして、本市のこれまでの取り組みと平成30年度に市民3,000人を対象に実施した人権に関する市民意識調査の結果を紹介しております。

12ページ、「第3章 人権教育・啓発の推進に関する基本方針」をご覧ください。「1 基本的あり方」ですが、(1)から(3)の中で、本市は人権教育・啓発にあたり多様な機会を提供し、発達段階に応じた手法により、人権尊重の理念に対する理解が得られるように努めること、自主性を尊重し、押しつけにならないようにすることとしております。

「2 基本的な視点」ですが、五つの基本的な視点を持って推進することとしています。一つずつご紹介させていただきます。「(1)「思いやり・やさしさ」から『権利主体性』強調へ」ですが、思いやり・やさしさの重要性を踏まえつつも、だれもが法令により権利主体として人権が保障されているという視点を重視するというものです。

「(2) 法律を理解し使いこなす力（リーガル・リテラシー）を重視する」ですが、市民が自分の権利について認識し、行動していける環境づくりを重視することとしているものです。

「(3) 人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける」ですが、人権侵害は社会の問題であるにとらえ、人権侵害を他人事とせず、人権侵害された人々を支える社会を目指すこととしていることです。

「(4) 多様性（ダイバーシティ）の尊重と社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）についての意識を醸成する」ですが、これはまさしく言葉のとおりなのですけれども、一人ひとりがお互いを尊重し、認め合い、活かし合う意識を醸成することを言っているものです。

『(5) 人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する』ですが、人権相談・救済の体制は、人権が侵害された際に重要な情報であり、人権教育・啓発と深くかかわっていることを重視するものです。

次に16ページ、「第4章 人権施策の方向」をご覧ください。「1 さまざまな場・機会における人権教育・啓発の推進等」ですが、市役所職員や地域社会など、さまざまな場において、求められている人権教育・啓発の推進の方法を示しています。また、19ページの(7)では、ネット上の人権侵害を防ぐための教育・啓発の推進の方法を示しています。

20ページの「2 人権救済のための相談制度の充実等」は、相談体制や救済制度の充実に努めることを示しているものです。

続きまして、21 ページ、「第5章 分野別人権施策の推進」をご覧ください。項目1「女性」から項目10「性的マイノリティ」まで各分野別人権施策における現状、課題、施策の方向性をそれぞれ記載しています。

42 ページの「11 さまざまな人権問題」は、項目10までに記載のない人権侵害の課題を記載しております。

次に45 ページ、「第6章 総合的かつ効果的な計画推進に向けて」をご覧ください。「1 庁内推進体制の充実」ですが、市役所内で人権教育・啓発を推進する組織である「新潟市人権教育・啓発庁内推進会議」について説明をしています。ここでは略称「庁内推進会議」と表記していますが、正式な名称は31 ページの中段のやや下に記載があります。この冊子では、法令や組織の名称は、最初に出てきた文字は略さずに記載し、2回目以降は略称としています。45 ページに紹介がある庁内推進会議は、17 の分野別人権関係所属と関係する部、次長により構成されているところです。

「2 関係機関や民間団体等との連携・協働」ですが、新潟地方法務局や人権擁護委員協議会などの関係機関と連携することで、より効果的な人権教育・啓発を進めることを示しています。

「3 計画の評価」ですが、本計画に基づく人権教育・啓発に関する施策や事業の進捗状況を各部署、「庁内推進会議」として本推進委員会で評価・検証して、改善に努めることを示しています。計画の説明は以上となります。

次に、本日の資料として提出しております、「令和2年度新潟市人権施策の実施見込み」の構成を簡単に紹介したいと思います。事前にお配りした実施見込みの資料をご覧ください。と思います。

表紙をめくったページ、分野別人権施策の計画状況のページをご覧ください。人権教育・啓発推進計画の第4章、第5章、第6章の各項目を本計画において求められている施策分野として、各分野につながる事業の数、そして所管する所属数を紹介しているページになります。令和2年度の実施事業数は合計で89事業になります。

次のページからは、各分野における個別の事業名、所管する所属名を具体的に紹介しています。その後は1ページから個別の事業について、事業の目的、事業の概要と事業費、事業の効果と課題を記載するページが続きます。これは事業を所管する所属の視点で記載しています。今回は、本委員会で初めての評価・検証作業となります。個別の事業に関するご意見を頂く場ではありますが、それ以外にも検証するための資料の構成に関すること、本委員会の持ち方、あり方などのご意見をちょうだいし、よりよい評価・検証の形へと改善していきたいと思えます。本日は、どうぞよろしくお願ひします。

(田巻委員長)



ありがとうございました。ただいま、南場さんから頂いたご説明に関して、まずはご質問ございませんか。

(太田委員)

2点ほどお聞きしたいのですけれども、私も委員をしまして、2期目になるのですけれども、全員がご承知のように、今年、コロナ患者に対しての人権侵害があったわけです。それは、委員会をやっているときは、コロナがまだ広がってなくて、ここに載せられなかったわけです。現況を考えてみますと、さまざまな人権侵害が起きている。だから、そのようなことがあった場合に、当然、市民から何をやっているのだ、私らは何をやっているのだと怒られると思うのです。あとすべての旧優生保護法の問題があり、これは論議あったようだけれども、特に私が主張したいことは、コロナについて、市のほうもいろいろ取り組まれて、あるいは教育機関でもいろいろ差別、偏見に取り組まれて、何らかの意味で、その教訓を活かして、その歴史と付け加えるなり、理由をここの委員、あるいは事務局で提案されてここを付け加えますよというところで、アンケートもこの案件には取っていませんし、その意味ではああなるのですけれども、そういう場合、どのようにしたらいいのか、論議を頂きたいと思っています。

(田巻委員長)

ご質問などが二つをあるとおっしゃっていたのですけれども、2点ですか。

(太田委員)

とりあえずコロナの話です。

(田巻委員長)

ただいま、ご説明に対する質問をまずお受けしてから、意見交換をしたいと思います。質問はほかにありますでしょうか。

(高橋委員)

私も事前に意見を出させてもらっているのですが、今、太田委員からお話がありましたとおり、各所管別で、令和2年度、事業の実績に取り組んでいただいていると思うのですが、では新型コロナウイルス感染拡大の観点から、当初予定していた事業がたくさんあったと思うのですが、それぞれの各所管、所属において、事業によっては実質実施が困難だったと。あるいは実施の変更を余儀なくされたしまったというようなことがたぶんあったかと思うのですが、これらの事情があった各施策について、人権啓発・教育上、どのような影響があって、どのような支障が生じたのか。全体として確認させていただければと思っています。

(田巻委員長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

私から付け加えさせていただきますけれども、高橋委員がおっしゃったように、コロナだけ

ではなくて、この状況を見ますと、当初の予定はこれであって、結局、結果としてどうだったかということまでは、はっきり分からない資料だったので、その辺りも含めて教えていただければと思っていますので、今のことについて、まず事務局からお願いします。

(事務局)

順番が変わるかもしれませんが、高橋委員のご意見から回答させてもらいたいと思います。事前にご質問をちょうだいしてしまして、ありがとうございます。こちらでカウントしましたら、今回 89 事業あるうちの 25 の事業が中止となったり、別の形で開催されるというような形になっています。当初は中止になっているものがほとんどなのですが、今年の下半期からオンラインで実施しているとか、新しい生活様式、本日も少し間を取っていますが、このような形で開催できるものは開催していると。特に公民館は講座をやるような場所になるのですけれども、そちらのほうでは、下半期からは、新しい生活様式に則って、ほぼ実施できているということをお聞きしております。

そして、太田委員から、コロナの教訓を活かして、その計画のところに反映させる必要があるのではないかということだと思っておりますけれども、この計画は、先ほども申しましたように、5 年間ということで、令和 7 年 3 月までの計画となっております。現状では見直し時点がそちらになるのですけれども、その途中で新潟市の総合計画の改訂が予定されているのです。その中で、もしかしたら一部修正というものができるものかどうか。その辺、また検討になるのかなと考えております。

(事務局)

現状、コロナの問題が非常に大きな問題、全国的にも差別ということで、報道もなされているところですが、現時点では、計画の見直しとなると、一応、今のところ策定したという段階で、まだ 1 年経過していない状況なので、このタイミングでの改訂は事務局としては、今現在考えておりませんが、ただ、南場が申し上げたとおり、これから市の総合計画の改訂作業が始まって、恐らく再来年くらい、総合計画の改訂があるのですけれども、それに合わせて場合によっては推進計画のほうを見直すかどうかという辺りも、総合計画の方向性なども事務局として見極めつつ、考えていきたいと思っています。

この資料のづくり自体、委員長からもご指摘があったとおり、どこまでできたのかという辺りが見づらいということと、一応、事業の効果と課題ということで、あくまでも担当課のほうで自己評価ということで載せている部分がございますが、課題というところでも、しっかり課題として挙げているものもあれば、そうでないものもあつたりして、資料の構成自体も確かにご指摘のとおり、分かりづらいついかなところもございまして、今回、初めて皆様から評価・検証いただくという中で、なかなか評価するにあたって、その辺が分からないと評価しづら

いというようなご意見がまだまだたくさんあるかと思しますので、もしであれば、こういう指標がないとか、恐らくそういうところもお感じになっていらっしゃる方もいらっしゃると思うのですが、こういうものがあれば、もう少し評価・検証もスムーズにできるのではないかとご意見も、もしございましたら、委員の皆様からちょうだいして、改善できるところはまた次回に向けて改善していきたいと思しますので、今年度も確かにどの程度、できたか、できていないかという部分については、全体の数字を申し上げたところではありますけれども、この決算額がゼロみたいなのところというのはできていない部分になるかと思うのですが、そういったできていない部分の原因となると、やはりコロナの関係が大きいかと思うのですが、その辺などもまた精査しながら、来年度の取組み。当然、各課も新しい生活様式を踏まえながら事業の展開ということで考えているところですが、そういった形でこの事業に対してどこまでやれて、どうかということが分かりづらくて、今、一個一個説明することがなかなか難しいので、全体の数字で申し上げたところですが、今ほどの説明でご理解できたかどうか。もしもう少しということであれば、またご質問いただければと思います。

すみません、話が長くなって申し訳ありませんでした。

(田巻委員長)

では、今日の流れとしましては、大きく二つに分けて、まずは頂いている、このすべて個別の事業とか資料の構成に関しての意見交換。その後に、事務局から言われていましたけれども、当委員会の持ち方、あり方についての意見交換ということで。少し性質は異なると思いますが、前半がこちらの事業について、あるいはこの資料等に関して、そして後半が我々のこの委員会についてということでやっていきたいと思します。まずはこちらの計画を含めてですけれども、人権施策の結論と構成等について、今ほど、渡辺課長からもご説明ありましたけれども、ご意見等ありましたら頂きたいと思します。いかがでしょう。

(室橋委員)

太田委員が二つとおっしゃって、もう一つは。

(太田委員)

よく分からない。この委員会は人権等々に対して振り返って、それがどうだったのかという点も市役所内部でもやられますし、委員会の中でもやられるわけです。そうすれば、今、言った、例えば、災害があれば別ですが、災害に遭って、そのときの人権はどうだったのだという問題もあるでしょうけれども、一般市民から見て、単純に、人権と言いながら、あれほどマスコミでも、市でも言われて、それをこのように載せる方法があるのだという形の提案であればいいのですが、そういう提案を遠慮しなくていいと思うのです。実際、行政は進めておられるわけだから、むしろどんどん出していただいたほうが、委員の方も分かりますし、

現実的に困っている方にかかわるといことが基本的な人権施策の最も基本ですので、それが載っていないということは、市民向けにこれは出るわけだから、私からすれば、非常に違和感があります。何らかの意味で解決されているわけですから、解決というのは本来、収束に向かって、あるいはそういうことに関して、一生懸命行政の方、あるいは教育委員会からも、いろいろな啓発のチラシを撒いたりされているわけですから、きちんと報告して、委員の方にこういう形での載せたいのだということが分かる、そちらのほうから言って諮ることが筋だと思うのです。もし私が言い過ぎていたら、それは非常に申し訳ない話しですけども、せっかくの機会です。

(事務局)

事務局からひとこと、恐らく今のご発言は、計画に盛り込む、盛り込まないは別として、今年度突如として発生をしてしまった新型コロナウイルス感染症に伴う誹謗中傷、それに対する行政の取組みについて、こういったペーパーなりで、こういうことをやったのだという辺りを提示してはどうかということで、今、私は理解をさせていただいたところでございます。それについては、提示できればよかったかなと、今、ご意見を頂いて、感じたところでございます。こういった実施見込み、これまで実施したもの、資料には載せてはございませんけれども、新潟市としても差別や誹謗中傷の解消に向けて定期的に、市報にいがたという広報紙がございますが、そこで定期的にコロナ関係の差別等をしないようにということでの啓発に努めたりですか、あとはホームページ、その他、私ども広聴相談課のイベントでもそういったコロナウイルスに伴う誹謗中傷をしないようにということでの啓発自体はしているところです。今回、それを関係課各課にどの程度やっているのだということで、情報は集約していないところではあるのですけれども、もしであればその辺は、可能な範囲で、こちらのほうでまた取りまとめをして、資料提供という形でやれる部分については、お示しをしたいと思います。今回、申し訳ございません、資料としてはその辺、議論いただく準備をしておりませんでした。ただ、計画に載っていないからといって取組みをしていないかというところではなくて、一応、行政としても誹謗中傷の解消に向けて、啓発については今年度、重点的に取り組んできたところでございます。

(太田委員)

私はむかつときているのです。感情論になるから、私は言わないけれども。知り合いがかかって、今、苦闘しているわけです。毎日、フェイスブックを使って、向こうもこちらへ来るし、こういうことを言ってすみませんね。そういう事例が実際、あるわけです。電話では交信できないから、メールやフェイスブックで、実際、苦しんでいる人とやり取りを私はしています。そういうことを含めて現状はあるのに、この本にそういうものの人権を含めて載せられないと

いうことは、非常に残念だなという気がするのです。それで私がこの会議を始める前に、コロナで皆さんも一生懸命やってきたのでしょから、こういうこともあって、こうでしたということがあればまだしも、それすらないわけですよ。そうすると私は、この本を見て、何が人権だと。たぶん周囲もそういう目で見ると思いますよ。言葉が強くて申し訳ないですけども、人権、人権ときれいごとを言って、実際に苦しんでいる人、こちらは病院で一生懸命やっていると。それでがんばれと。片方が生き死にでがんばっているのに、前段そういう話も何もない。人権のこの本が出される。全然かみ合っていないじゃないですか。

(川崎委員)

そもそもその方が人権を侵害されるようになったというか、なぜに感染したことが周囲に分かるようになったかということがそもそもの問題なのかと今、感じたのですけれども。なぜその方が感染したということが分かって、広まって、人権が侵害されることにつながっているわけですよ。どういった人権が侵害されているかということもありますし、なぜその方が感染したかが分かったかということが問題かと思うのです。

(太田委員)

私は、事務局のほうから、コロナでこういう偏見、差別ということで取り組んでいますと。ということが、前段、きちんとあって、それは衝撃的な問題で、今、行政で取り組んでいますからというひとことでもあれば、ああここはやはり人権教育・啓発推進計画を審議するところだなとって、気持ちからいけば半分は落ち着くのです。それがひとこともないなんて、委員の方だって、お前ら何しているのだという話になるじゃないですか。現実的に人権が侵されているその問題についてやっっていながら、時代にかみ合っていない。

(川崎委員)

太田さんの言われることも分かります。緊急を要することだよということですよ。

(田巻委員長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

今、事務局のほうの回答の中には、実際、新潟市が把握しているところは把握して、対応するところは対応しつつあるということですが、今回のこの計画自体は今年の3月に出たもので、我々の前の任期の時に一緒に策定したもので、コロナのことが反映されていないのは当然のことです。今回は、今年度の人権施策の実施見込みの状況について確認する場ですので、この後の課題として、太田委員のご指摘を受け止めていきたいと思いますので、今日はこれはひとまず置いておいてと思いますけれども。

では、ほかにこちらに関してどうでしょうか。

(伊原委員)

この施策の実施見込みをまとめていただいたものですが、検証のためにこういう情報が欲しかったなという点なのですが、人数です。イベントなどいろいろやられたようなことが事業として書いてありますけれども、それに実際にどれだけの方が参加されたのかというような人数が書いていないので、どの程度の規模の事業だったのか。そういうところの検証ができないと思いました。

それに関連して、実際に参加された方の数を書いていないのと、そもそもどれだけの参加を見込んでいたのかということも併記いただいて、費用対効果等の検証をお持ちなのではないかと思いました。今後の資料づくりの参考としていただければ。

(田巻委員長)

ありがとうございます。ほかにありますか。

(高橋委員)

最初に見たときに、各所管、所属ごとに、書きぶりばらつきがあって、評価・検証を十分できなかったのか、書きぶりがそれぞればらばらで、効果が検証できないのです。参考までに、男女共同参画課が来ているのですけれども、ああいう書きぶりであれば、こういうことがあって、こういう効果があると分かるのですけれども、ほかの所管で少しばらつきがあって、なかなか評価自体ができず困ったなと思っていました。

(田巻委員長)

ありがとうございます。

太田委員がおっしゃったように、今回、この資料を頂いて、私たち委員は何を求められているのか、実はよく分からなくて。検証ということをおっしゃったので、検証だったら検証するためのデータが必要なのですけれども、まだ年度が終わっていないので「見込み」になっているわけで、では今の段階で、私たちは、これを見て何をすればいいのかがよく分からないのと、あとは、この委員会で人権施策のいろいろな事業の実施状況について検証することを、毎年やっているわけではたぶんないと思いますので、なぜ今回、これが出てきたのかということがよく分からず、年度ごとにこれをやっているのであれば、毎年、検証をこの委員会でやるのかと思ったのですけれども、たぶん、これまで毎年ではなかったと思いますし、その辺りも気になりました。

ほかいかがでしょうか。

(涌井委員)

地域福祉計画や活動計画の中で示されているように、それぞれの所属が確認する場合は、指標があって、達成度のあたりも数値化して、先ほど、人数で規模が分かるというお話もありましたとおり、どのように成果を求めているのか、今後の課題と方向性を求めているかの欄が

あると、記入される方もこれについて書き込んでいくというほうがやりやすいのかと感じました。たぶん、この表の右端の事業と効果と課題というところ、所属の方が、感じておられることがたくさん入っているのですが、あいまいで、具体的にどういう部分なのかが分かりにくいような気がしたので、例えば、研修の効果であれば、理解できたようなパーセンテージが入るというような、アンケートなども取られたりしているものであれば、その結果を活用できると、私たちが見ても分かりやすいと感じました。

(田巻委員長)

ありがとうございます。今までのところで、もし事務局からご返答なりがあれば。

(事務局)

初めて今回、この委員会で評価を受けるようなことになっているのですけれども、それは前回の改訂のときに、そういう一文が計画の中に盛り込まれたことを受けて、年度内に1回だけなのですけれども、こういう会を今回初めて、評価の会議を持たれたわけです。今回はそれに供するための今年度の事業の実施見込みを資料としてお出ししたところなのですが、これまでのお話をさせていただきますと、毎年、前年度の実績と当年度の計画を各関係課にお願いして、まとめて、ホームページにはこれまで公開していたという状況なのです。各所属で評価をして、庁内の連絡会議でそれを皆さんで見ていただいたうえで、ホームページに公開していたものを今回の会議の中で一歩踏み込んで、外部の委員の方からご意見を頂くということにしたところなのです。

(田巻委員長)

確認ですけれども、そうすると計画の45ページに「計画の評価」というところがあって、そちらが今、南場さんがおっしゃった、「毎年、この評価を実施します。個別の部分に関してホームページに掲載するなど、情報公開をこうやって…」ということなのですけれども、私はこの新潟市人権教育・啓発推進委員会で検証というところを見落としていました。ここを我々でやる、毎年、こういった評価をしていくということは分かったのですけれども、我々だけではなくて、結局、庁内でやるという前段のほうがメインだと思っていたのですが、こちらの外部委員のほうが我々でということですね。ただ、そういうことであれば、毎年この委員会でやるということについても、きちんと合意形成といいますか、確認しておいたほうがいいかと思いません。

ほかにいかがでしょうか。どんどん出していただいて。

(室橋委員)

たぶん質問だけではなくて、いろいろな意見も含めてということをお願いしたいと思います。最初に今ほどの太田委員から出されたことの関連で、いわゆる新しい生活様式に伴う計画の

あり方というのは、たぶんどこかの段階で議論しなければいけないのだろうなということは、いわゆる確認できることだと思うのです。ただ、これもワクチンの有効性だとか、それから新しい変異型のもが出てきても、どこまで広がるか分かりませんが、収束状況との関連で人権として判断をせざるを得ないのだろうと思ったのです。それは、取組み方も含めて大きく変わってくるわけで、オンラインを入れて、少しずつ修正しながら取組みを進めてきたという報告も中に入っています。たぶん、これはこのままの状態が継続することを前提にするならばですが、例えば、Zoomによる参加者の確定を含めて、取組みを大きく転換させて行くかということが、当然、必要になってくるのだろうと思っています。

11月に学校支援課が取り組みました人権教育、同和教育の研修会の各小中学校、高等学校、幼稚園を含めまして、Zoomでやって、私は人権・同和センターから20分ほどお話をし、すべての小中学校に直接Zoomで入っていったという形に大きく転換されました。県の同和教育推進委員会でも発言させていただいて、教育委員会は、各学校ときちんとZoomで結んで、情報を一気に持っていくと。そして意見を求めていく。チャットを利用したり、新しい形式に一気に切り替える必要があるのではないかという話を実はさせていただきました。そういった意味では、大きな転換は求められていると思っています。

実は、太田委員が言われたとおり、報告してほしかったということは当然ありますけれども、その上で新しい生活様式に伴う事業の転換をきちんとしていく必要があるのだろうと。ただ、どこまでこの状況が続くか。皆さん、全員マスクしていますよね。生活様式も一気に変わってしまっているのです。マスクなしではいられないという生活様式に変わったわけですから、そのくらいの大きな転換も一定程度配慮しながら、これからマスクなしで過ごせるような状況が来るかもしれませんけれども、両にらみで対応していく必要があるのだろうと思っています。これは意見でございます。

もう一つ、これも知り合いの方なのですが、先ほど、私の不勉強で、検証しなければいけないものがあるということで、計画書の4ページになりますけれども、「1 策定の背景」 「(1)世界の動き」の最後の2行目、「拉致問題を含む『強制失踪条約』」というくだりがあります。外務省のホームページにおいて、この条約には残念ながら拉致問題は含まれないということが明記されていました。これは明らかな間違いでした。分野別人権施策にある、拉致問題の記述には、影響がありませんので、この「拉致問題を含む」というところだけ削れば十分対応できるのではないかと思います。そこは私の勉強不足ということで、平成27年3月の提案からこれが入っています。前の期から引き継いでいるもので、そういう意味では非常に申し訳ないのですが、そういったことをご理解いただければと思います。とりあえず大きなものは二つなのですが、細かいところは議論の中で申し上げたいと思います。



(田巻委員長)

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

(太田委員)

私は、23 ページの部落問題なのですけれども、いろいろと市に取り組んでいただきました。インターネットモニタリング、ミニ人権展など、市のほうに申し上げたのですが、例えばミニ人権展で江戸時代の新潟町の展示があるのですが、私も見せていただきましたが、現実的に人権展をやられるときに、ぜひ各区で持ち回りでやっていただきたい。いわゆる全市に広げる場合ですね。そういうことを強調していただきたいということと、この近くだと支部があるのは住吉支部（新発田市）なのですが、現実的に差別を受けている人もその計画に参加するという方向性をきちんと打ち出していただきたい。正直に言って、私はここに、江戸時代の新潟町の被差別民の役割の紹介がありますけれども、非常に、市民のために重要な仕事を、警備の仕事を含めて危険な仕事をされてきたわけです。差別と闘っている部落の人の優しさとかたくましさを含めて、そういう展覧会を全市内できちんと取り組むことを基本にしていきたいと思います。人権問題は当事者でないと分からないので、いかにそのことが当事者から発せられたことは市民の中に根づくのかというところで、基本的に評価がされるべきものと私は思っています。インターネット時代に生の声を市民にぶつけていく機会をどんどん作っていくということ、評価する場合にこの点を加えて評価基準としないと、方向性は、現実的に差別を受けている、あるいは痛みを持った人たちの声がどうなのかということが反映されない。これは同和問題だけではなく、障がい者の問題等も同じだと思うので、評価する場合、関係団体にきちんと配慮するというところで、市のほうも一生懸命やっておられますが、よろしくお願ひしたい。新潟市も一步一步取り組んでおられるわけですから、そういう意味では、一定の評価を私たちもしていますし、より上にあげていく場合はそこら辺がポイントになるのではないかと思います。現実的に評価基準をそこら辺に持っていくべきだと思います。

(中林委員)

今ほどの皆様のご発言を踏まえますと、今回の資料はまだ中間報告にとどまっているという理解で、最終的に、それぞれの方がおっしゃったような、具体的な達成指標やどういった成果があつて課題があつたかということが後できちんと示されるという理解になるのではないかと思います。新潟市の人権施策の最も大切なところは、人権文化を育み、人権意識を定着させることが目的だと思います。そうすると、事業をやったかやらないかということだけではなく、どれだけの意識の定着が図られたかということやいかに吸い上げるかということが非常に大事だと思っています。先ほど室橋委員からも発言があつたように、ネット環境を使って、例

えばグーグルホームとかいろいろなものを使って、幅広く人権意識の啓発に関するアンケート調査を実施するとか、そういったことをここに盛っていくといいのではないかと。どうしても、やったかやらないかということになってしまうと、本当の意味での目的が不明確になってしまうと思いますので、その辺をぜひお考えいただいて、次のところに載せていただけないかと思います。

(伊原委員)

この事業についての検証を評価していくということですが、今後のスケジュール感を伺いたいのですが、今、令和2年度の資料ということでいただいていますけれども、これはまだ年度途中であるということで、実施予定とだけ書いてあるものはけっこうあります。これは年1回でやるとなれば、今段階で実施予定であり未実施の事業に関してはいつ評価することになるのでしょうか。

(田巻委員長)

結局、本委員会の持ち方に関係すると思います。この計画により検証・評価の業務が入ってきたということで、本委員会の開き方が少し変わるということもあるので、少し事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

基本的に、委員会自体は、予算の制約もあり年1回を想定しています。委員からご指摘があるとおり、開催時期の問題もあると思います。今日、ご提示したものは令和2年、今年度の途中経過ということで見込みという形で出させていただきました。3月まで今年度はあるわけですが、そこで初めて今年度の実施状況がまとまると。恐らくそれを整理して、一定程度あいた、夏くらいとかに開催すると、前年度の評価、各事業の実施状況を正確にご報告できる。それを受けて評価・検証をきちんとしていただき、そこでさまざまご意見を頂いて、あとは、行政なので、どの程度来年度予算に反映できるかというのはまたあるのですが、そういったご意見を踏まえながら、翌年度の施策の展開、令和4年度の予算編成になると思いますが、8月の段階で、もしかしたら令和3年度の予定もお話しさせていただきたいと。この委員会自体が、評価・検証ということでは今回初めてということなので、また、次回の持ち方ということもあるので、次回に、令和2年度の実施状況の検証を結果としてご報告させていただきますながらご意見を伺って、本来であれば来年度の予定などをお伝えできればいいのですが、そこら辺は予算編成が間もなく固まりますけれども、作業中ということで、今回はお示しできないのですが、次回、今年度はこういう形で進めていますということをお話しつつ、翌年度に向け、ご意見をいただきながら、どうあるべきかといったことで、我々もご意見を踏まえながら施策を展開していきけるのではないかと考えています。実施時期なども委

員の皆様もご意見をいただければと思っていたのですが、恐らく来年もまた2月みたいなことになると、中途半端な形になってしまうので、その辺は我々としては、今年度、新型コロナウイルス感染症の影響もあったりしてこういう開催になってしまったのですが、そのくらいの時期に一度できればと考えているところでございます。

(田巻委員長)

少し確認ですけれども、先ほどおっしゃったように、この委員会の開催は年に1回の開催を予定しているということでしたけれども、前回のときには、人権に関する市民意識調査を実施する関係で複数回あったり、計画を作る必要があったと思います。年に1回はやるということになりますと、この委員会は常に年に1回ということではなく、この計画を作ることがない年度については一応年1回の開催ということですね。

(事務局)

そうです。

(田巻委員長)

ただ今回、評価・検証というのがこちらの委員会の業務として入ってきたということで、今ほどのお話ですと、例えば7月とか、夏くらいに1回開催して、前年度のものを、つまり今回であれば令和2年度のを令和3年度に関するとして、検証した内容を反映させるとなると令和4年度の事業でということ、結局は2年に1回といいますか、改善を反映させるのは前々年度のを2年後の事業にということになると思います。ただ、先ほどのお話のように、令和2年度の途中でも改善内容が反映された事業があると聞いています。しかし実際はそういう仕組みなのかなと思ったのですが、その辺はいかがですか。

(事務局)

年1回となるとそういう形になると思いますし、あとは予算措置が必要ないものの中にはあるかと思うので、そういったものについては、その都度いただいたものを関係課なりに伝えて事業展開の参考としていただければと思っております。年1回になってしまうとどうしても、予算措置が必要になってしまうとそういう形になるのかなと。ただ、きちんと評価していただいて、その評価を踏まえて予算に反映されるとなるとやはり、年1回の制約の中だと夏とかそのくらいの開催でやればと考えているところです。

(中林委員)

そういうふうに考えていきますと、実施についての評価をしていくわけですが、そうしますと、次の改訂までにどのような形で評価をしていくのかというプログラムが必要で、中長期的な評価と、毎回の短期的な評価が組み込まれて、次の改訂までのスケジュールが決まってくると思うのです。それがクリアになっていないと、次、いつやりますかと言われても、何をこの

委員会で評価・検証して、次に生かすのかということが見えないのではないかと思いますので。ですから、これをきちんとやっていくということであるならば、次の改訂までのスケジュールをまず事務局に提示していただいたうえで、どの時期に委員会をやるのがいいのか。先ほどもお話にあったとおり、予算などの問題もありますので、そこもあつたら教えていただきながら検討すると。今の段階で、いつやりますかと言われても、私は大変だと思います。そのような印象を受けています。

(田巻委員長)

ありがとうございます。

今のところに付け加えると、こちらの計画の評価自体は、これも多分、事業の効果と課題のところで各部署での自己評価というものは書かれているということですが、その書き方にばらつきがあつたのはご指摘のとおりで、それと、庁内の推進会議でも検証するということがあったので、こちらの委員会だけではないわけです。そうすると、すべての検証結果を総合するというタイミングもあると思いますので、今、中林委員が言われたように、こちらの会議の開催はどのタイミングにするかというのは、今のところでの検証結果と併わせて検討する必要があるのではないかと思います。

内容についても一つ付け加えておきたいのですけれども、この計画にもありますように、各部署だけではなく関係機関等、あるいは他機関との連携というものが言われています。そうしますと、各部署でこういうふうにやりましたとなっていますけれども、今後の連携というものにおいてはこういったものが示せるのかと疑問に思いました。男女共同参画課では、例えば「各地区公民館で実施しました」ということを総括するようなことがあるかと思いますし、また例えば新潟県の男女共同参画の部署とどのように連携されているのかなど、課長がいらしているので、そのあたりをお伺いしたいと思います。各部署の総括やあるいは男女共同参画課としてどのようにお考えか、お聞かせください。

(事務局)

男女共同参画課の稲垣でございます。男女共同参画に関する事業を私どもの課でやったり、あるいは公民館であるとか、各区役所においても一部実施しているところがございます。今のところ、それらを総括して各事業を各公民館が実施する事業まで私どものほうで調整したりするという作業は基本的にはしておりません。ただ、お互いそういった事業をやっているということは分かりますので、そういったものをお互い見ながら、効果的、効率的に事業が行われるようになるということと合わせて、私どもは指標をかなり多く持っておりまして、男女共同参画や平等感の意識について指標をかなり多く持っておりまして、それを意識調査という中で、5年に1回、市民の方の意識を調査した中で事業の効果であるとか、取組みの効果といったもの

を見ていくところでの総括といった形になろうかと思います。県のほうの事業と同じような形になっていると思います。

(田巻委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(伊原委員)

資料のまとめ方に関する要望なのですが、1枚目の右の欄には、事業の効果と課題という欄があるのですが、効果と課題というよりも、この事業を、まさに事業の目的というか、事業のねらい、着眼点という観点からの記載ばかりで、事業の効果と課題という欄で私が見たいのは、その事業でどのような結果が出ましたとか、どういうフィードバックがありましたとか、このように開催できたけれどもこういった難点があったので改善したとか、そういったお話が聞きたいのですが、どちらかというと、ここに書いてあるのは、事業の目的というかねらいというか、そういったところに近い話ばかりで、あまり意味がないなど。意味がないというか、書く欄を間違えているのではないかと。課題に関していえば、評価についてはぜひ聞きたいところなので、やってみて課題を感じなかったイベントはないと思うので、課題については必ず書いていただく形で資料をまとめていただくと、こちらの検証がやりやすいと思います。

(田巻委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(室橋委員)

今回、第1回目の会議だということもありまして、これから毎年やっていくと、次の課題が出てくるのでしょうかけれども、多分、提出すべき資料の整合性とその中身の深化ということを経務局としてもっと頑張っていたきたいということを経務局としていかれることになると思います。そのうえで申し上げますと、人権イラスト展は非常にいい取り組みだと評価しています。たまたま中央図書館には行けなかったのですが、東区プラザでイラストを展示されていました。そこで何がすごかったかという、今年はされていなかったようなのですが、応募された作品すべてがイラスト展の展示に置いてあったのです。たまたま私が見に行ったときに、家族を連れて両親と祖父母を連れて子どもが見に来ていたわけです。自分の作品は張ってはいないけれども、このファイルの中にあるのだということで、家族で探して、あったあったと喜んで見ているわけです。もちろん、それを見るだけではなくて、展示されているパネルをその子どもがちゃんと説明して、これは昔、被差別部落の人がやっていた生業なのだとか家族に説明しているのを私は見て、このイラスト展はすごい取り組みなのだとかと驚いた次第でございました。残念ながら、最近では(入選した作品以外は)ファイルされていないということなので

すけれども、これは予算が必要なら予算をとってやれという話になるのですけれども、大した予算ではない気がするのだけれども、それはやはりやってもらいたい。過去最高の5,000点も子どもたちが描いて出しているわけですから、その効果たるやすごく大きいのです。それにしっかり取り組むと。みんな見てこいと学校の先生が一言いうだけでいいわけです。やはりそういうことをやっていただきたいと思っているのですけれども、そこはいかがなのかと思っております。

2点目は、職員の研修のあり方です。これをざっと見ていきますと、〇〇研修というのは何回しか出てきておりません。これは非常に大変な作業なのですからやらないわけにいかない。一方でZoomで移動を少なくして、集中して研修するという方法ももう一方であるのですが、もう一方で、当事者の意見と現状をといるのをきちんと掛け合わせてやっていただきたいと思っています。そのところはどうかということをごひお聞かせ願いたいと思います。

いじめについてでございますが、県が誠にお粗末な条例を作りました。私どもも、あまりにお粗末なものですから、内容についてきちんとしろと申し上げました。不愉快でしょうけれどもきちんと進めろという要請をする予定なのです。新潟市の場合は、いじめ防止のための基本方針というものがあって、あまり影響を受けないのですけれども、そうはいつでも、いじめをなくすためのお粗末とはいえ条例ができたわけでございますので、その趣旨に沿ってきちんとなくしていく方向で取り組んでいただきたいと思います。

(太田委員)

私も室橋さんと同じですけれども、子どもたちのいじめの問題ですが、教職員のアンケートをとったわけです。私も言いにくいのですけれども、先生の2割がいじめは本人にも責任があると。圧倒的な先生がいじめは悪いとおっしゃっておられて、一生懸命取り組んでいただいているわけですが、現状はそういう状態です。繰り返しますけれども、そういう現状とかみ合った取組み。これを見ると、例えばイラスト展は9割の学校がやっています。私はこれは非常にいいと思います。ただ、現実的に子どもたち、いじめをなくすのは先生と子どもたちがともに手を携えて、いじめられた人が声をあげられる。そういう先生を増やすというところで、私はずっとなくなるとは思いますけれども、一步一步解決していくという道筋がここではなかなか見えてこないのです。いわゆる講演、いじめは道徳的に悪いんだよと、そんな問題ではないですよ。生活環境、あるいはお前はこういう服装をしているからだめだとか、いろいろなところでいじめられるわけです。現場にかみ合った施策を打たないとだめなのではないかと。大事なのは先生、それから現場で、いじめられたほうが口を開けないわけです。そういうことをどうしていくかということを含めて、きちんと対応することが大事なのではないかという気

がします。部落についても法律ができてから4年経ちまして、新潟市は一生懸命取り組んでいただいていますけれども、今、どの水準までできているのかという点での評価とすれば、その点についてはいろいろと取り組んでおられますけれども、何か寂しいなと思います。そういったデータもないので、実感としてあります。具体的に評価をする場合に、計画、実行ということで、私どもは、最後に評価して次年度に反映しているということで実際にやっているのですけれども、そのような取り組みの仕方を、5年だったら5年できちんと、PDCAサイクルのように順繰りにしていかないと、委員をやってよかったというような感じになっていると思うのですが、そういう評価には残念ながらまだ、逆に今年は一生懸命そういうことを知らせる年で、2年目は実際にやろうというのなら分かりますけれども、そういうところでとどまっているなという気がします。

(高橋委員)

2点ほどお願いします。まず5ページなのですけれども、人権イラスト展が出ているのですけれども、新型コロナウイルスにかかる啓発パネルを掲示したとあります。ちょうど新型コロナウイルス感染症で大きな社会問題となる中で、これは当初予定になかったはずなのですよね。非常にタイムリーにやっていただいて、市民の関心も高い中で、評価したいと感じました。

もう1点、9ページでございますが、事前の提出意見を出しているのですけれども、インターネットモニタリング事業ですが、これは事業の目的を見ていると同和問題に特化しているような形で書いてあるのですけれども、インターネットによる人権侵害というのはかなりあるわけですね。いろいろな人権問題がありますので、実際にインターネットモニタリングの事業は同和問題以外にほかに人権侵害についてあるのかとか、もう少し確認させていただきたいと思えます。

(事務局)

私どものインターネットモニタリング事業は今年テスト運用のうえ、12月からやっているところです。もとはというと、部落差別解消推進法という法律が2016年に施行されておりました。その中で、情報化の進展によって部落差別の状況に大きな変化が起きていると。ネット上にさまざまな無責任な情報が氾濫しているということを受けまして、同和問題を担当している広聴相談課で今回、モニタリングを開始したということで、現状としては、同和問題について検索して、余裕があるときには新型コロナのキーワードで検索などをしたりしていますけれども、現状としてはそのような状況です。

(太田委員)

私たちはインターネットモニタリングを市に要求して、鳥取ループという確信犯が全国の部落を歩いて同和サイトを開設して、ネット上で差別的報道をしているということです。それを

私たち組織のほうは削除してくださいという要請をして、実際やっていたいです。高橋委員がおっしゃるように、例えばそれをいじめ問題で生徒にきちんと教えたうえで、なぜそういうことをやるのか。あるいは先生に理解してもらったうえで、私たちはどんどん広げてもらいたいです。私たちは何の取組みで、今のところはそういった悪質なことがあるのでやっていたいというわけで、そういった人権侵害があった場合に、市のほうがそれに対応できるのかどうかという問題はありますけれども、いろいろなところでそういったことをやっていただきたいというのが私たちの願いです。

(高橋委員)

いろいろな人権問題があるわけですね。インターネットモニタリング事業が同和に対してだけしかなかったのか、ほかはやってますかという確認だったんです。

(田巻委員長)

ほかにはいかがでしょうか。

私から。今回の事業の検証という意味で、資料を作成したかもしれませんが、事業の目的と事業の概要と分けてあって、事業の効果と課題、これが部署によって異なる書き方が混在していますし、新型コロナで中止と概要に書いていたり、そこは整理していただきたいと思えます。それ以外に事業の内容なども、いわゆる啓発とか研修とかが中心になっていると思えます。それと、例えば相談事業とかあるいはもう少し個別のケースに対応するような事業というのはかなり性質が異なるので、それらがはっきり分かるようにしていただくといいかなと思えます。特に啓発研修事業をやったからといっても、どれだけ効果があったかは、「人権文化を醸成していく」という我々の目的からすると、ちょっとつかみどころがないかと思うので、効果の評価をどうするかは今後の課題なのではないかと思っております。例えば、今日、学校支援課からも来てくださっていますけれども、学校による人権教育の推進については、子どもに対しての教育について検証と思われるのですが、教職員自身に向けてとか、教職員間でのいじめとか、そういったところも含めて、いわゆる学校という職場の労働環境という視点からも考える必要があるのではないかと思います。このあたりを整理するだけではなく、見せ方といいますか、資料の組み方を工夫する必要があるのではないかと思います。

先ほどからあります、連携と協働というものについて、「ここの部署ではこういうことをやっています」という報告をしていただくなど、例えば各部署の代表者が出てきて人権について話し合ったり、自分たちの事業に関して意見交換をしたりする場というのはあるのでしょうか。そういうものがあつたほうがいいのではないかと思ったりしました。それは難しいことだとは思いますが、ここだけで閉じるのではなく、市のいろいろな部署で共有すべきことなのではないかと思うのですが。



(事務局)

委員長のお話にございました庁内での連携協働という中では、冒頭、少しお話しさせていただいたのですけれども、計画の45ページをご覧くださいますと、一番上に、庁内推進体制の充実ということで、人権分野17所属ということで、所属長が構成メンバーとして入っているのですけれども、近年、人権教育というのは庁内推進会議の場で情報なりを共有しているというところがございます。こういった場をもう少し活用しながら、今日頂いた意見なども情報共有していきたいと思っております。

(田巻委員長)

庁内推進会議の人権に関する会議は、どのくらいの頻度で開催されるでしょうか。

(事務局)

年に何回やらなければいけないということではないのですけれども、おおよそ年1回ですが、状況によって随時開催はできます。案件によっては年に数回ということもありますけれども、今までの状況だと年に1回ということがございます。

(田巻委員長)

事業の検証評価を行うにあたり、庁内推進会議のほうではどのような会議が開催されるのでしょうか。

(事務局)

今年度はまだ開催しておらず、年度末に開催する予定ですが、今日頂いたご意見を庁内推進会議の中でお話をして、よりよい検証になるようにしていくものと考えています。

(室橋委員)

今ほどのことで問題視しましたのは、いじめのことを申し上げましたけれども、県も市もそうですけれども、いじめの案件を見ますと、子ども間、大人と子ども間ということもありますし、大人と大人の間という話もございます。もう一つ言えば、高齢者のほうにも関連する内容で、高齢者の虐待などもこの中に入っていますけれども、ここに入っていないのは高齢者間のいじめなのだろうと思っています。この中には抜けております。そのことを指摘させていただきたいと思います。

(田巻委員長)

一つ質問なのですが、庁内推進会議がそれほど開催されるものではないということも理解しましたが、そうしますと、人権施策と新型コロナについてどこが統括といたしますか、広聴相談課では人権教育と啓発推進について担当されていますけれども、全体的な人権施策についての取りまとめはどちらでやっているのでしょうか。

(事務局)

今回、新潟市人権教育・啓発推進計画自体の取りまとめ自体も広聴相談課がしておりますので、新潟市の全体となりますと広聴相談課が取りまとめることとなります。ただ、分野も広いので、それぞれ個々の取組みについては各分野を所管している担当課で進めていただいておりますけれども、人権にかかわる部分の取りまとめは我々広聴相談課でさせていただいているということです。

(室橋委員)

今日、事前に新潟市のほうにはお話しているのですけれども、報告だけ1点させていただきます。1月7日に新潟市東区、私が住んでいる石山地区は入っていないのですけれども、山ノ下、木戸、牡丹山地区に新潟日報の販売店が編集している冊子がございます、無料で折り込んでおります。「にぼにぼ」というものです。冬の号が1月7日に地域に全戸配布されました。その1ページ目、実はこの人なのですけれども、行政書士の方が家系図を作ろうと。自分のルーツに誇りを持ってそれを調べたいという人はいるわけで、それ自体は別に問題ないのですけれども、そのことについて、行政書士として、こういうことができますということをアドバイスしています。どういうことかという、行政書士は相続というか、裁判のときに家族関係図を作る一つとして出しているということなのですけれども、こういった鑑賞用の家系図を作るということは基本的には行政書士法に基づく行政書士の仕事ではないという判決でした。2011年に最高裁で判決が出ました。行政書士会としても、もう一つは行政書士会の会長のところに太田委員と二人で行ってきたのですけれども、これは誤解を生む内容なもので、それに問題があるという話になりました。個人的にやられる分には問題ないのですけれども、行政書士としてやれる部分は行書司法に反する内容になるものですから、これから調べてみようというところまで来ていますので、一言、報告をさせていただきたいと思います。人権侵害にかかわるということです。

(高橋委員)

今日、ここでお話した中身は、今年9月に実施計画という形で製本されるのでしょうか。例年この時期に出していますよね。

(事務局)

今年度は遅れて9月になったのですけれども、例年だと8月にまとめてホームページに掲載しています。

(高橋委員)

そのときに、先ほどから出ていましたけれども、事業の効果と課題あたりを、もう少し目に分かるような形で、ここはまた整理されて出るという形でよろしいですか。

(事務局)

逆にまだ皆様から正式、どちらかというとは今日は評価・検証していただけませんので、もう少し、資料の作りも分かりやすくして、課題を明確にし、もう少し、ご意見をいただいた後に、公表というはあれですけれども、ホームページに載せていきたいと思っております。ご指摘もありましたので、今後、改訂に向けてスケジュールを事務局として考えているのかというあたりも整理しながら、次回の委員会の日程も設定させていただきたいと思っておりますので、そこでご意見を頂いた後に表に出していくスケジュールで考えております。

(田巻委員長)

ということになりますと、事務局でまた整理していただいて、新しく作られたものをこちらにご提示いただけるということですね。その後で委員で確認するという。

(事務局)

そのように考えております。

(田巻委員長)

ほかに確認したいことなどはありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにないようでしたら、本日頂いたご意見を踏まえて整理していただくことにしまして、今日についてはこれにて委員会を終了させていただきたいと思っております。事務局にお返します。

(司 会)

田巻委員長、進行ありがとうございました。委員の皆様におかれましては大変多くのご意見をちょうだいし、大変ありがとうございました。今回、初めての評価ということでございまして、私どもも今回、ご意見を頂くための資料として示しながら、どうしたほうがいいのか、さまざまなご意見、改善点、また、評価を効果的に進めていくためにどのようにしたほうがいいのかということで貴重なご意見を頂きましたので、そういった部分で改善が必要なのではないかということとはきちんと踏まえながら検討を進めていきたいと思っております。

また、次回の委員会の開催につきましては、年度に1回の開催となるということでお伝えしましたけれども、この評価委員会の短期的、中期的な進め方やスケジュールをお示した中で、次年度の開催時期についてもお伝えしたいと思っておりますので、その際はよろしくお願ひしたいと思っております。

また、今回の議事録につきましては本市のホームページに公開いたしますけれども、議事録がまとまりましたら、委員の皆様にご確認をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、最後に渡辺広聴相談課長よりごあいさついたします。

(広聴相談課長)

今日は長時間にわたりさまざまなご意見を頂き、ありがとうございました。どちらかといいますと、評価・検証ということで今回の委員会を開催したのですけれども、それに向けた資料

のあり方ですとか委員会の会議の持ち方、あり方についてさまざまなご意見をいただいたところで、まずは事務局としてもしっかりとご意見を整理し、お忙しい皆様からこうしてお集まりいただき検証をお願いするわけですので、もう少し分かりやすい資料を作成し、次回、効率的に評価・検証できるように、その部分については改善を図ってまいりたいと思います。今後とも、新潟市の人権教育・啓発推進に向けましてお力添えを頂ければと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。本日はありがとうございました。

(司 会)

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。